平成 31 (2019) 年度豊橋市食品衛生監視指導計画の概要

食品衛生法第 24 条の規定により、市民の皆様の食の安全と安心を確保するため、平成 31(2019)年度に豊橋市が行う食品衛生に関する監視指導の実施計画を定めました。この計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。

実施体制

- ① 監視指導及び試験検査は生活衛生課及び食肉衛生検査所が実施します。
- ② 厚生労働省、消費者庁、農林水産省並びに都道府県等の食品衛生担当部局及び農林水産担当部局その他関係機関との連絡体制の充実に努め、必要に応じて連携して対応します。

重点監視事項等

- 食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理の実施について周知徹底を図ります。
- 加工食品を製造する広域流通食品製造業者を中心に食品表示法に基づく監視指導を行います。
- 食肉に起因する食中毒の発生を防止するため、食肉の取扱い等に係る監視指導を行います。
- 高齢者や乳幼児等に食事を提供する社会福祉施設等の監視指導を行います。
- 食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に定める基準等が遵守徹底されるよう 監視指導を行います。
- 夏期及び年末においては、特に監視指導を強化し、食品の安全性確保を図ります。

(立入等検査、食品等検査)

次のとおり、食品等取扱施設への立入検査及び食品等の収去検査・表示検査を実施します。

	計画件数		
立入検査	重点施設	大量調理施設	30
		社会福祉施設	50
		広域流通食品製造施設	210
		生食用食肉等取扱施設	800
	と畜場及び	270	
	食鳥処理場		12
	その他の別	1,700	
		計	3,072

	計画件数	
表示検査	食肉、食鳥肉及び食肉製品	100
	水産食品	100
	菓子類等	200
	野菜、果実、穀物等及びその加工品	100
	その他の食品	300
	計	800

対象食品		検査項目			
		微生物	添加物	残留農薬	その他
	食肉、食鳥肉及び食肉製品	17	14	6,390	116
収去検査	乳及び乳製品	53	0	0	32
	食鳥卵	1	0	0	0
	水産食品	15	10	0	4
	野菜、果実、穀物等及びその加工品	38	0	9,798	6
	上記以外の加工品	185	64	0	26
	その他	0	0	0	40
	小計	309	88	16,188	224
	合計				16,809

違反発見時の対応)

再発防止等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供し、連携を図ります。また、危害の重大性や広域性が認められる違反の場合には、公表を行います。

(自主衛生管理の推進)

- ① 「豊橋市ええじゃないか HACCP 推進事業」をはじめとした施策の実施により HACCP に沿った衛生管理を普及させ、食品の安全性の確保に重要な自主衛生管理の向上を図ります。
- ②食品衛生意識の向上を目的として、衛生管理の優れた施設に対して表彰を行います。

〔食中毒等発生時の対応 〕

直ちに調査を実施し、健康被害の拡大防止、食中毒の再発防止等のために必要な措置を講じます。また、広域的な食中毒事案発生時には、厚生労働大臣が設置する広域連携協議会の構成員として、調査結果に関して国や関係自治体と情報共有のうえ、広域発生の早期探知や拡大防止に必要な対策を行います。

「情報提供及び意見交換)

- ① 食品等事業者や消費者の方へ、広報とよはし、ホームページ、リーフレット配布、講習会等により食中毒の発生状況や予防方法に関する情報提供を行います。
- ② 消費者、食品等事業者との意見交換会を実施します。